

敦賀原発・美浜原発の安全協定で事前了解の権限を求める 質問・要望書

南越前町長 岩倉光弘様

2018年5月30日 避難計画を案ずる関西連絡会

日頃から南越前町民の暮らしと安全のためにご尽力いただきありがとうございます。また、「福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会」として、ひとたび事故が起これば関西にも甚大な影響が及ぶ原発問題への取り組みに感謝します。

私たちは、福島原発事故の教訓から、二度と原発事故を繰り返してはならないとの強い思いで、原発事故時の避難計画を案じ、計画の実効性等について調査・研究し、避難先と避難元の自治体の皆様に情報を提供したり、再稼働に反対する要望活動等を行っている関西の市民団体です。

ご存知のように、日本原子力発電(株)は2018年3月29日、東海第二原発の再稼働・40年超えの運転延長に際し、立地自治体の東海村に加え、水戸市など30km圏のUPZ周辺5市にも「実質的な事前了解権」を認めるとする新たな安全協定を結びました。UPZ自治体に事前了解の権限が認められたのは、初めてのことです。

福島原発事故の被害が示しているように、原発事故が起これば被害は立地自治体に留まることはなく、他方でUPZ自治体も避難計画の策定が義務付けられています。それにもかかわらず、原発の再稼働に同意するか否かの権限は立地市町と福井県に限られ、理不尽な状況が続いています。さらに、UPZ圏内でも「隣接」「隣々接」と、原発との位置関係で安全協定の内容が区別されています。

敦賀原発のUPZを含む避難対象人口は、南越前町を含む福井県・滋賀県・岐阜県で42万人以上にもなります[資料1]。美浜原発の場合も同様に約38万人が避難対象人口となっています[資料2]。琵琶湖が汚染されれば、関西一円1450万人に甚大な影響が及びます。立地の敦賀市や美浜町と福井県の了解で、再稼働や寿命延長運転が進むことは、理不尽極まりないことです。

多くの人々の命と安全を守るため、東海第二原発の安全協定を踏まえて、立地並みの事前了解の権限を含む安全協定の改定を求めてください。滋賀県は、4月12日の私たちの申入れ時に、日本原電と立地並みの協定を求めていくと表明され、既に議論が始まっているとのことです。

とりわけ、南越前町が隣接する敦賀半島は原発が集中立地しています。敦賀原発2号機近傍には浦底断層があり、さらに敷地内の破碎帯は活断層だと規制委員会の有識者会合が結論を出しています。美浜3号機はすでに建設から40年を超えた老朽原発です。東電福島原発事故を教訓にするならば、一刻も早くすべて廃炉にするべきです。住民の安全を守るために、UPZ圏や事故による甚大な影響が予想される地域は立地自治体並みの安全協定を結び、住民の声を反映させることを強く要望します。

以下の要望と質問にご回答ください。

【要望事項】

1. 敦賀原発・美浜原発の安全協定で、立地市町と同等の「事前了解の権限」を求めてください。
2. 住民の安全を守るため、安定ヨウ素剤の事前配布を検討し、実施してください。

【質問事項】

1. 敦賀原発に関する安全協定について

南越前町は敦賀原発の「隣接」地域として、「安全確保等に関する協定書」では、増設の場合は「事前説明」、原子炉施設に重大な変更を行う場合（新基準適合のための工事等）は「計画の報告」を受け、「意見を述べることができる」となっています。滋賀県の安全協定も同様の内容です。

- (1) 東海第二原発の新安全協定について、日本原電から説明を受けましたか。
- (2) 準立地協議会として、事前了解の権限を求めることについて、議論等はされていますか。
- (3) 準立地協議会に入っていない、福井県内のUPZ4市町（越前市、鯖江市、池田町、福井市）や福井県と議論等はされていますか。
- (4) UPZ圏の滋賀県や岐阜県及び各市町と議論等はされていますか。

東海第2原発周辺5市で東海村と同等の事前了解権を得たことを踏まえ、滋賀県は敦賀原発UPZ圏の高島市・長浜市と共に事前了解権を含む安全協定締結を追求していく意志を示し、日本原電との協議も開始しているとのこと。そして、滋賀県知事は大飯原発4号機の再稼働に抗議するコメントで「万一の原子力災害時には、その影響は県境を越えて拡大し得ることを前提とした原子力安全協定の在り方を追求していく。また、そもそも再稼働手続については、自治体と事業者との任意の協定ではなく、法令により明確にルール化しておくべきである。」と述べています（※1 5月9日滋賀県知事のコメント）。

※1 大飯発電所4号機の再稼働についての滋賀県知事コメント（2018年5月9日）

http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/gensiryoku/files/300509_comment.pdf

また岐阜県では、2012年に独自に敦賀原発で過酷事故が起きた場合の放射線拡散シミュレーションを実施しました。その結果、UPZの揖斐川町だけでなく、年間被ばく量（実効線量）が100mSvを超える関ヶ原町・大垣市の一部を避難対象地域とし、岐阜県内で約9万人を避難対象とすることを防災計画で定めています〔※2〕。

※2 原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針

（2018年3月28日改正）2・3頁、資料編1

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/genshiryoku/>

2. 美浜原発に関する安全協定について

美浜原発については、南越前町は「隣々接」となり、「通報連絡等協定書」のみで、敦賀原発の場合のような「事前説明や計画の報告」も義務付けられていません。

(1) 準立地協議会として、事前了解の権限を求めること等について、議論等はされていますか。

(2) 関西電力と協議等の予定はありますか。

3. 安定ヨウ素剤の備蓄・事前配布について

福井県は昨年、学校・幼稚園等に安定ヨウ素剤の備蓄を進めると発表しました。そのため、昨年3月14日に福井県健康福祉部地域医療課に話を伺いました。その際に、南越前町では既に、ゼリー剤も含めて学校・幼稚園等に備蓄済みということでした。

(1) 安定ヨウ素剤の備蓄・配布状況について経過や現状など詳しくお聞かせください。

(2) 事前配布について検討されていますか。

2018年5月30日

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション/原発なしで暮らしたい丹波の会/脱原発はりまアクション/
原発防災を考える兵庫の会/美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

この件の連絡先：美浜の会

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581

